

令和4年第15回弘前市教育委員会会議録

日時 令和4年12月14日(水)
午後3時～午後3時42分
場所 岩木庁舎2階 多目的ホール

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期の決定
- 5 臨時代理の報告・議案の審議
報告第14号 臨時代理の報告について
(弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例案の市長への送付について)
報告第15号 臨時代理の報告について
(弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例案の市長への送付について)
報告第16号 臨時代理の報告について
(令和4年度教育費補正予算案に対する意見申出について)
議案第29号 弘前市奨学金貸与者の決定について
- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 吉田 健 委員、2番 日景 弥生 委員、3番 村谷 要 委員、
5番 齋藤 由紀子 委員

◇欠席委員

4番 柿崎 良樹 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 成田 正彦、学校教育推進監 森 尚生、教育総務課長 菅野 洋、
学校整備課長 高山 知己、学務健康課長 相馬 隆範、
学校指導課長 鈴木 一哉、教育センター指導主事 佐藤 耕人、
生涯学習課長 原 直美、中央公民館長 中川 元伸、
博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長 吉崎 拓美、文化財課長 石岡 博之

◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 行方 泰、教育総務課総務係長 藤田 真徳

午後3時 開会

○教育長（吉田 健） これより、令和4年第15回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は4名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

会議録署名者に3番 村谷 要 委員と5番 齋藤 由紀子 委員を指名いたします。会期は本日1日としたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、報告が3件、議案が1件となっております。

○教育長（吉田 健） 議案第29号は奨学金の貸与候補者の個人情報に関する事項が審議されることから、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書の規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、議案第29号は非公開で審議することといたします。

・報告第14、15号

○教育長（吉田 健） 報告第14号及び15号は、ともに 臨時代理の報告 弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の市長への送付についてでございます。一括で事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長（菅野 洋） 報告第14号、第15号の臨時代理の報告についてご説明いたします。まず、報告第14号についてであります。

本報告は、青森県職員の給与改定に準じ、教育関係職員の給料月額を改定するため、弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したことから、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき教育長が臨時代理したもので、同条第3項の規定により教育委員会に報告するものであります。

改正の内容につきましては、まず会計年度任用職員に対する改正後の給料表の適用について、当該職の任用期間が1会計年度ごとである任用の特性を踏まえ、翌年度から適用することとし、第26条第4項に規定しております。

次に、給料表について、別表のとおり改正することとしております。給料表適用を受ける対象としては、教育委員会事務局の教育職職員、教育委員会学校教育推進監、学校指導課長、教育センター所長、教育総務課総括主幹兼管理主事兼指導主事、学校指導課長補佐、指導主事、幼児ことばの指導員、会計年度任用職員の教育指導員、教

育相談員及び幼児ことばの指導助手であり、今回の改正は、おおむね30歳代半ばまでの職員を対象として給料月額の上上げを行うものとなります。具体的には、教育職給料表（1）においては、1級では1号給から55号給まで、2級では、同じく7号給までが引上げ改定されますが、1級と2級の、ただいま申し上げました号給を上回る号給、及び、3級においては、改定はございません。また、教育職給料表（2）においては、1級では1号給から83号給まで、2級では同じく67号給まで、3級では同じく23号給までが引上げ改定されますが、1級から3級のただいま申し上げました号給を上回る号給、及び、4級では改定が無く、給料表の一部改定となっていることから、実際に教育職給料表の額の改定の影響を受ける職員は、給料表適用を受ける職員32名のうち12名となっております。

次に附則であります。別表の次、最後のページに附則がございますので、ご覧願います。

附則第1項では、この条例は公布の日から施行する旨を定め、附則第2項では、改正後の別表の規定は、令和4年4月1日に遡って適用する旨を規定しております。

附則第3項では、既に支給された給与は、改正後の規定による内払とみなして、本条例の改正により発生する差額分を支給する旨を規定しております。

なお、附則第4項では、前項に定めるほか、必要な事項は教育委員会が定める旨を規定しております。

続いて、報告15号についてであります。

本報告は、地方公務員の定年の段階的引上げ等を内容とする改正法の施行等を踏まえた所要の改正を行うため、弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したことから、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき教育長が臨時代理したもので、同条第3項の規定により教育委員会に報告するものであります。

まず、1頁目の第5条第6項から2頁目の第15条第3項までにおいては、現行の再任用制度が廃止されて定年前再任用短時間勤務制度が導入されることに伴い、現行の再任用短時間勤務職員と同様の勤務条件とするために規定を整備しております。

次に、2頁目の附則第10項から3頁目の第13項までにおいては、60歳に達した職員の給料月額について「7割水準」とする旨規定について整備しております。

また、3頁目中段の改正附則においては、改正後の規定は令和5年4月1日から施行する旨を規定するとともに、定年が段階的に65歳まで引き上げられる経過期間において、暫定的に現行の再任用職員と同様の仕組みを措置するための規定を整備しております。

なお、末尾の別表においても、現行の再任用制度が廃止されて定年前再任用短時間勤務制度が導入されることに伴い、文言の整理等を行っております。

説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

○2番（日景弥生委員） 報告第15号について伺います。「再任用短時間勤務職員」が「定

「定年前再任用短時間勤務職員」と変わるということですが、これは定年の年齢が変わることによるものでよろしいですか。

○教育総務課長（菅野 洋） そうです。これまで、60歳であった定年の後は再任用のフルタイムと短時間があったのですが、今後は、各定年までの年齢までフルタイムが通常となり、短時間の方が「定年前再任用短時間勤務職員」となります。

○2番（日景弥生委員） 再任用の期間は最大5年ですか。

○教育総務課長（菅野 洋） 最大は5年となります。

○2番（日景弥生委員） 適用される方は、60歳を過ぎた方で定年を迎える年まで可能ということによろしいですか。また、63歳を定年として、その後も働きたいとなれば再任用できるのですか。

○教育総務課長（菅野 洋） 定年前再任用短時間勤務職員の考え方はそれでよろしいです。定年以降も働きたいということであれば、65歳まで再任用できます。

○2番（日景弥生委員） 短時間というのは、週何時間の労働ですか。

○教育総務課長（菅野 洋） 週30時間です。

○2番（日景弥生委員） 週30時間の割り振りの方法は決められていますか。6時間かける5日であったり、8時間勤務の日を設けたりなど、柔軟に対応できるのですか。

○教育総務課長（菅野 洋） 割り振りの方法は、柔軟に対応できます。

○2番（日景弥生委員） 具体的な金額というのは、フルタイム40時間で働いている方の4分の3ということによろしいでしょうか。

○教育総務課長（菅野 洋） 新旧対照表の第6条の第2項のとおりとなります。

定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第14条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額となっております。

○2番（日景弥生委員） 多様な働き方ということでは進歩かなと思いますが、厚生労働省が言っている同一労働同一賃金が保証されるのかということが気になります。

○教育総務課長（菅野 洋） 給与月額を7割とする措置については人事院の意見の申出において、60歳を超えても引き続き、同一の職務を担うのであれば、本来給与水準維持することが望ましいとしながらも、他方で給与水準は、社会一般の情勢に適応するよう変更することとされており現時点の民間企業における高齢期雇用の実情を考慮し7割水準となるよう制度設計した、とされており、地方公務員についても、各地方公共団体の条例において国家公務員の取り扱いに準じて必要な措置を講じることとされていると、また、加えて今般の措置は現行の再任用と比べれば相応の処遇が確保されていること、当分の間の措置として設定したものであり、将来的に所要の措置を順次講ずることなどから合理的なものとしてされています。

○2番（日景弥生委員） 個人的な意見を申し上げれば、同一労働同一賃金というのは国が言っていることなので、できれば死守しなければというのが一つです。

多様な働き方というのは、このあともすごく大事なことで、例えば、若い方が、8時間勤務ではなくて、1日4時間勤務を選択したいということなどがあれば、そのようなことも個人的には視野に入れたいですね。同じように介護等でフルタイムは難しくても6時間勤務ならうまくできるという方にとっても、結果的に少子化などの問題を解消できる可能性がでてきます。これは今回、とてもいいサンプルになると思っていたものですから、同一労働同一賃金を守ったうえでできたらすごくよく、一番気になるのが、モチベーションが下がることで、モチベーションが下がれば結果的に業務に支障をきたすので、そのあたりを何とかしてもらいたいというのがあります。

○教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 報告第14号を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、報告第14号は承認されました。

○教育長（吉田 健） 報告第15号を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、報告第15号は承認されました。

・報告第16号

○教育長（吉田 健） 報告第16号 臨時代理の報告、令和4年度教育費補正予算案に対する意見申出について、事務局から説明をお願いします。

○学務健康課長（相馬隆範） 報告第16号 臨時代理の報告について、ご説明申し上げます。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和4年度教育費補正予算案に対する意見を市長に申出することについて、その事務処理に急を要したため、臨時代理したものであります。

まず、10款2項小学校費1目学校管理費は、昨今の社会情勢の影響で、電気料金が高騰し、支出額が既決予算を上回る見込みであり、小学校の適切な維持管理のため、需用費として3千287万3千円を計上するものです。

次に、10款3項中学校費1目学校管理費は、同じく電気料金が高騰し、支出額が既決予算を上回る見込みであり、需用費として1千872万円を計上するものです。

令和4年度教育費補正予算案の説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 報告第16号を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、報告第16号は承認されました。

・議案第29号

○教育長（吉田 健） 議案第29号 弘前市奨学金貸与者の決定について 事務局から説明をお願いします。

（非公開で審議 — 原案どおり可決）

○教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和4年第15回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後3時42分 閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課総務係長 藤田 真徳

弘前市教育委員会

教育長 吉 田 健

署名者 村 谷 要

署名者 齋 藤 由紀子